

枚方市と塩野義製薬株式会社との連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と塩野義製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が情報及び技術を共有することにより、枚方市における公衆衛生の向上並びに枚方市民（以下「市民」という）の健康の維持・増進などのうち、主に感染症分野において市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、以下の各号に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとし、相互に連携協力事項の実施に当たり必要な情報の共有を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- (1) 感染症の予防に関すること
- (2) 感染症に係る教育及び啓発に関すること
- (3) 災害時における感染症対策に関すること
- (4) その他、本協定の目的に資すること

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、相手方から取得した情報を適切に管理し、事前に相手方の書面による同意を得たものを除き、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、甲又は乙が枚方市情報公開条例その他の法令等に基づき相手方から取得した情報の開示を求められた場合は、相手方に対する通知により当該情報を開示することができる。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も前項の義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間の満了日までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって本協定終了の意思表示をしないときは、有効期間の満了日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第 6 条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 14 日

(甲) 枚方市
市長 伏見 隆

(乙) 塩野義製薬株式会社